

高知県多文化共生社会推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(補助目的)</p> <p>第2条 県は、外国人材を中心とした外国人<u>県民</u>が増加している本県において、多文化共生社会を実現し、外国人<u>県民</u>が各地域で安心して生き生きと暮らせる環境づくりを進めるため、市町村（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条～第8条 (略)</p> <p>(事業実施期間の延長)</p> <p>第9条 補助事業者は、事業実施期間を延長する場合は、別記第3号様式による事業実施期間延長届を知事に提出しなければならない。</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(実績報告等)</p> <p>第11条 補助事業者は、補助事業が完了した場合（第8条第1項の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、別記第4号様式による補助金実績報告書を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。この場合において、補助事業者が実施主体で、契約が2件以上にわたる場合は、別記第5号様式による契約状況総括表（実績報告）を併せて提出しなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第12条～第14条 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(補助目的)</p> <p>第2条 県は、外国人材を中心とした<u>在住外国人</u>が増加している本県において、多文化共生社会を実現し、外国人が各地域で安心して生き生きと暮らせる環境づくりを進めるため、市町村（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条～第8条 (略)</p> <p>(事業実施期間の延長)</p> <p>第9条 補助事業者は、事業実施期間を延長する場合であつて、かつ、<u>前条の規定に該当しない場合は</u>、別記第3号様式による事業実施期間延長届を知事に提出しなければならない。</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(実績報告等)</p> <p>第11条 補助事業者は、補助事業が完了した場合（第8条第1項の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、別記第4号様式による補助金実績報告書を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに<u>別途要領に定める書類を添えて</u>知事に提出しなければならない。この場合において、補助事業者が実施主体で、契約が2件以上にわたる場合は、別記第5号様式による契約状況総括表（実績報告）を併せて提出しなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第12条～第14条 (略)</p> <p><u>(事業成果のフォローアップ)</u></p> <p>第15条 補助事業者は、<u>補助事業の実施年度の翌年度からおおむね5年間、補助事業成果等について、フォローアップを行うものとし、知事は、必要に応じて報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。</u></p>

(グリーン購入)

第15条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第16条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任等)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1～2 略

3 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第6条第1号、第3号から第5号、第11条第3項、第14条、第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の前日においても行うことができる。

(グリーン購入)

第16条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第17条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任等)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1～2 略

3 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第6条第1号、第3号から第5号、第11条第3項、第14条、第15条、第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(新)

別表第1 (第3条関係)

(1) 対象事業の条件	(2) 事業区分	(3) 補助対象経費	(4) 補助対象経費詳細	(5) 補助率	(6) 補助限度額
①各市町村において、在住外国人と地域の住民が互いを理解し、安心して暮らすことができる多文化共生社会づくりの推進につながる取組であると認められるもの <u>と</u> する。 <u>②事業区分①から③については、各区分毎に実施箇所1カ所につき1回の活用とする。</u> <u>③国等の事業や県その他の補助金を活用していないものとする。</u>	①交流拠点の環境整備	在住外国人と地域住民との交流を促進するための拠点の環境整備に係る経費	・交流スペースの環境整備に必要な物品等の購入経費 ・交流拠点となる施設の軽微な修繕経費(注) 【例】啓発看板(多言語対応)の設置費用等	1/2 以内	1 補助事業者当たり 1,500 千円 ※ただし、(2)①については、500 千円以内とする。 ※算出された交付額に千円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。
	②交流イベント等の開催	多文化共生社会への理解を促進するためのイベント等の開催に係る経費	・多文化の理解促進のために開催する料理教室やスポーツイベント等の開催経費 ・ALT や CIR が出身国の文化を広めるための取組に係る経費 【例】会場借上料、ポスター・チラシの作成費用、 <u>料理教室で利用する材料費</u> 等		
	③普及啓発活動	多文化共生社会への理解を促進するための普及啓発活動に係る経費	・やさしい日本語や多言語対応の普及啓発に係る活動経費 ・地域住民の意識啓発のためのセミナー等の開催経費 【例】役場でのやさしい日本語の導入(パンフレット作成等)費用、 <u>家庭ゴミの出し方や普及啓発に係る</u> 住民向け資料等の多言語化に係る費用、セミナー等の講師への報償費・旅費等		
	④その他	地域の多文化共生を推進するために特に必要と認められる事業に係る経費	・地域の多文化共生を推進するための計画策定に係る経費 ・ <u>実態調査に係る経費</u> 【例】多文化共生アドバイザー(総務省)や地域国際化推進アドバイザー(一般財団法人自治体国際化協会)、その他専門的知識・経験を持つ者への報償費・旅費、 <u>地域の外国人県民の実態調査に係る経費</u> 等		

(注) ハード整備事業(新たな機能の追加や用途変更)は補助対象外とし、軽微な修繕かつ他の事業区分と組み合わせ、(2)①を実施することでより効果が高まると認められるものについて、補助対象とする。

(旧)

別表第1 (第3条関係)

(1) 対象事業の条件	(2) 補助対象事業 の区分	(3) 補助対象経費	(4) 補助対象経費詳細	(5) 補助率	(6) 補助限度額
①各市町村において、 在住外国人と地域の 住民が互いを理解し、 安心して暮らすこと ができる多文化共生社会 づくりの推進につながる 取組であると認められるもの ②国等の事業や県の 他の補助金を活用 していないもの	①交流拠点の 環境整備	在住外国人と地域 住民との交流を促 進するための拠点 の環境整備に係る 経費	・交流スペースの環境整備に必要な物品等の購入経費 ・交流拠点となる施設の軽微な修繕経費(注) 【例】啓発看板(多言語対応)の設置費用、鍵の取り替え費用 等	1/2 以内	1 補助事業者当たり 1,500 千円 ※ただし、(2)①につ いては、500 千円 以内とする。 ※算出された交付額 に千円未満の端数 を生じた場合は、 当該端数を切り捨 てるものとする。
	②交流イベン ト等の開催	多文化共生社会へ の理解を促進する ためのイベント等 の開催に係る経費	・多文化の理解促進のために開催する料理教室やスポーツイベ ント等の開催経費 ・ALT や CIR が出身国の文化を広めるための取組に係る経費 【例】会場借上料、ポスター・チラシの作成費用 等		
	③普及啓発活 動	多文化共生社会へ の理解を促進する ための普及啓発活 動に係る経費	・やさしい日本語や多言語対応の普及啓発に係る活動経費 ・地域住民の意識啓発のためのセミナー等の開催経費 【例】役場でのやさしい日本語の導入(パンフレット作成等)費 用、住民向け資料の多言語化に係る費用、セミナー等の講 師への報償費・旅費 等		
	④その他	地域の多文化共生 を推進するために 特に必要と認めら れる事業に係る経 費	・地域の多文化共生を推進するための計画策定に係る経費 ・地域の外国人を取り巻く実態調査に係る経費 【例】多文化共生アドバイザー(総務省)や地域国際化推進アド バイザー(一般財団法人自治体国際化協会)、その他専門 的知識・経験を持つ者への報償費・旅費 等		

(注) ハード整備事業(新たな機能の追加や用途変更)は補助対象外とし、軽微な修繕かつ他の事業区分と組み合わせ、(2)①を実施することでより効果が高まると認められるものについて、補助対象とする。

新	旧
別表第2 (第5条、 <u>第6条</u> 、 <u>第14条</u> 関係) (略)	別表第2 (第5条、6条、14条関係) (略)